

平成 30 年 5 月 23 日

岐阜県中小企業団体中央会
会長 辻 正 殿

多様な選考・採用機会の拡大に関する要請書

厚生労働行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。
平成 29 年 3 月 28 日に働き方改革実現会議において決定された「働き方改革実行計画」では、多様な選考・採用機会の拡大に向け、若者雇用促進法の指針の改正と、転職者の受入れ促進のための指針の策定が掲げられております。

近年、職業キャリアが長期化し、働き方のニーズが多様化するとともに、急速な技術革新や産業・事業構造の変化により、転職・再就職はより一般的なものとなっております。企業の中途採用ニーズが高まる一方、労働者においても、希望する地域等において継続して働きたいというニーズや、自らの経験・能力を活かし、成長産業等への転職・再就職を通じてキャリアアップ・キャリアチェンジを図りたいというニーズが高まっております。

地域限定正社員制度の普及や、転職が不利にならない柔軟な労働市場や企業慣行の確立等が実現できれば、労働者にとっては、自分に合った働き方を選択してキャリアを自ら設計できるようになるとともに、企業にとっても、産業・事業構造の劇的な変化の中において、必要な人材の確保や生産性の向上に大きく寄与することが期待されます。

こうした観点に立ち、厚生労働省におきましては、若者の雇用機会の確保及び職場への定着に関し、事業主等が適切に対処するための事項を示した若者雇用促進法の指針を改正するとともに、企業が転職・再就職者の受入れ促進のため取り組むことが望ましいと考えられる基本となるべき事項等を示した「年齢にかかわらずない転職・再就職者の受入れ促進のための指針」を策定しました。

両指針については、周知啓発等を実施し、多様な選考・採用機会の拡大に向け、地域限定正社員制度の導入や転職・再就職者の受入れ促進の機運の醸成を図ることとしております。

つきましては、貴団体におかれましても、両指針の趣旨を御理解いただくとともに、パンフレット（別添）もご活用いただき、貴団体の傘下団体・企業等に対する周知啓発に御協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

岐阜労働局長

稲原 俊浩

